

医療費助成

医療費のうち保険診療にかかる自己負担分を助成します。
(高額療養費及び食事療養費に係る標準負担額等は除く。)

- ・県内(接骨院は市内)は現物給付(窓口払いなし)
- ・県外(接骨院は市外)は償還給付(立替払い)

◆共通する資格要件

- ①住民票が高松市にあること
- ②健康保険に加入していること

ひとり親家庭等医療費助成

【対象者】

- ・ひとり親家庭の父母と児童
- ・父母のない児童
- ・配偶者が一定程度の障がいの状態にある父又は母とその児童
- ・父母のない児童とその児童を扶養する配偶者のいない姉・兄・祖母・祖父など
(家庭の状況を確認して資格を認定します。)

※所得制限があります。

乳幼児医療助成

ひとり親家庭に限らず、6歳に達した後の最初の3月31日まで

子ども医療費助成

ひとり親家庭に限らず、6歳に達した後の最初の4月1日から18歳に達した後の最初の3月31日まで

手当

児童扶養手当

ひとり親家庭等の、高等学校卒業に相当する年齢まで(18歳に達した後、最初の3月31日まで)の児童等を養育している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

児童手当

ひとり親家庭に限らず、高等学校卒業に相当する年齢まで(18歳に達した後、最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。

特別児童扶養手当

ひとり親家庭に限らず、20歳未満で身体又は精神に重度又は中度以上の障がいをお持ちの児童を養育している方に支給されます。

養育者が変更になる場合には、受給者を切り替える手續が必要になります。要件が揃った日の翌日から起算して15日以内に申請してください。



TKMT
高松

ひとり親支援 事業一覧



高松市
こども家庭課



発 行：高松市健康福祉局こども未来部こども家庭課
住 所：〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
T E L：087-839-2353
F A X：087-839-2360
M A I L：kodomo@city.takamatsu.lg.jp

こども家庭課
ホームページ



ひとり親家庭
サポートブック

